

(7) その他の配慮や工夫

ア 企業や事業所等において現に行われている配慮や工夫

- Ⅰ 1級、2級木造建築士試験の障がい者の受験に際して、座席位置の配慮、試験時間の延長、ドラフター（製図台）の使用、コンピュータキヤドの使用等の特別措置を設けている。（その他）
- Ⅰ 障がい者が参加できる「食」に関するイベントの開催、また、飲食店へ障がい者が予約する際、来店した際の対応についてアドバイスを行っている。（その他）
 - 聴覚障がい者が参加できるよう手話通訳付きプロによる料理教室等の企画・開催
 - 視覚障がい者がレストランを利用する際のガイド
 - 知的障がい者対象のプロによる料理教室の開催 等
- Ⅰ 重度障がいの子どもたちに、野山でのキャンプの疑似体験の場として提供している。（公共的施設）
- Ⅰ 弱視の子どもたちのための「拡大教科書」の製作をサポートしている。（製造）
- Ⅰ 社会福祉法人に医療的ケア研修機材（たん吸引・経管シミュレーター）等を寄贈している。（銀行）
- Ⅰ 歩道（点字ブロック等）通行の安全確保のため、放置自転車啓発活動に参加している。（銀行）
- Ⅰ ガスを使った料理教室の開催、手話・点字サークルの設立支援などを行っている。（電気・ガス）
- Ⅰ 障がい者施設等で製作された製品の販売支援を行っている。（銀行）
- Ⅰ 障がい者が働く施設の施工をしているが、当該施設で作られたお弁当を、社員の食堂の弁当で注文するようにしている。（建設）
- Ⅰ 特別支援学校、支援学級の生徒の体験就労を受け入れている。（公共的施設）
- Ⅰ 大阪府下のビルメンテナンス業における障がい者雇用促進と、社会的支援を目的に、障がい者支援団体との共同事業として『障がい者等雇用推進事業』に取り組んでいる。（清掃・ビルメンテナンス）
 - 障がい者等雇用相談窓口の設置（ビルメンテナンス企業が障がい者雇用をはじめるとの当たりの悩みや不安等の相談窓口）
 - ビルメン社会貢献セミナー（障がい者雇用等のビルメンテナンス業界における社会貢献を考えていくための啓発セミナーの開催）
 - 障がい者雇用支援スタッフ養成講座（専任支援者の育成）（ビルメンテナンス企業で障がい者雇用を受け入れるための人材育成事業）
 - 大阪天神祭 お神輿巡行および清掃ボランティア『ダストバスターズ』への参加
 - 大阪障害者技能競技大会（アビリンピックおおさか） ビルクリーニング種目への支援協力
 - 大阪府工賃向上推進計画事業への協力（公益・契約事業委員会の名刺、

養成講座等の弁当発注など、委員会活動での授産商品の積極的な発注を行っている。）

イ 障がい者が「あってよかった」と思った配慮や工夫

- Ⅰ 一人歩きしているときの道案内や危険な場所の声かけが助かっている。(視覚障がい)
- Ⅰ 近所の住民が手話の学習を始め、近所付き合いができるようになった。(聴覚障がい)
- Ⅰ 地域の子どもまつりなど出店やゲームで待つとき、足型をおいて、待つ場所を表示してくれて助かった。(知的障がい)
- Ⅰ 公的な会議の初回の会議等、緊張する場で、顔なじみのサポーターをつけることができた。おかげで、会議に出席し、意見を述べることができた。(精神障がい)

ウ 障がい者が「困ったこと」「あったらいいな」と思う配慮や工夫

- Ⅰ エレベーターに防犯カメラを設置して欲しい。(聴覚障がい)
- Ⅰ 地域住民に対する啓発をお願いしたい。(知的障がい、精神障がい、盲ろう)
- Ⅰ 盲導犬への理解が進んで欲しい。(視覚障がい)
- Ⅰ 生活の緊急の場面でボランティアに助けて欲しい。(視覚障がい)
- Ⅰ 健常者との結婚や出会いの場を斡旋するような相談所を作っていただきたい。(肢体不自由・精神障がい)
- Ⅰ 選挙の際、点字資料が告示後に送られてくるが、投票日までの期限が短いので全てを把握できない。公示日から選挙までの期限を延長するか、もっと早く点字資料を送付して欲しい。(盲ろう)
- Ⅰ 投票は国民に与えられた権利であり、投票所でのコミュニケーションは行政で用意して欲しい。(盲ろう)
- Ⅰ 障がい程度区分認定時、身体的不都合の質問が多くて疲労した。聴覚が敏感すぎて外出が困難となり、そうした閉じこもり時には体力が衰えてさらに外出がしづらくなったり、眠りにくくなる等、精神疾患による暮らしづらさを、素直に表現できるような項目づくりをして欲しい。(精神障がい)
- Ⅰ 障がい年金申請の手続きにおいて、症状固定日が初診日から1年半後と決まっていることに困惑した。長期の経緯がある中、医療を中断したり、引越しの繰り返しで、過去の通院先の名前が思い出せなかった。記憶に新しい現状に近い通院の状況で、申請手続きできるようにして欲しい。(精神障がい)

以上のほか、大阪府及び府内市町村から、障がい者に対する配慮や工夫として寄せられた代表的な事例は、以下のとおりです。

- (i) 庁舎・施設の建物・設備のバリアフリー
 - Ⅰ スロープ、エレベーター、点字ブロック、多目的トイレ、車いす使用者用駐車区画等の設置
 - Ⅰ 府営住宅における日常生活に介助を要する場合でも対応可能とする仕様の採用

- (ii) イベントの周知や啓発等における配慮や工夫
 - Ⅰ 情報誌等の点字版、音声版の作成
 - Ⅰ ユニバーサルデザインを採用したホームページ等の作成

- (iii) 許可、免許、登録等の申請等の手続きにおける配慮や工夫
 - Ⅰ 窓口での筆談サービス、代筆での申込み
 - Ⅰ 免許更新時講習における集団講習受講が困難な方についての個別講習の実施

- (iv) 資格試験等の実施における配慮や工夫
 - Ⅰ 車いすのままでも使用できる機の設置

- (iv) 相談業務における配慮や工夫
 - Ⅰ ローカウンターの設置
 - Ⅰ 「耳マーク」の掲示、手話通訳者・要約筆記者の配置・派遣

- (vi) 雇用における配慮や工夫
 - Ⅰ 拡大読書器の設置、パソコンへの音声読み上げ機能の付与
 - Ⅰ 採用試験に当たっての点字試験、車いすの使用や拡大文字による受験等の実施
 - Ⅰ 府全庁から事務補助業務を集約し、専任・常駐の指導員による障がい特性を踏まえた指導のもと、障がいのある非常勤職員が作業を行う仕組みを構築